

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

* 手数料は次の申請方法等により算出します。

A. 新規適合判定 の申請手数料

申請者が申請図書を作成するにあたり選択された評価方法によって、判定対象となる建物用途区分ごとに判定床面積に応じて、以下の表のとおりの手数料となります。

工場等とは、主たる建物用途が一次エネルギー消費量の算定対象とならない工場や倉庫等の場合を示します。

標準入力法で評価した建築物の場合	判定床面積	申請手数料	
		工場等以外の場合	工場等の場合
	300～1,000㎡未満	290,000円	31,000円
	1,000～2,000㎡未満	370,000円	43,000円
	2,000～5,000㎡未満	530,000円	100,000円
	5,000～10,000㎡未満	650,000円	150,000円
	10,000～25,000㎡未満	770,000円	190,000円
	25,000㎡以上	870,000円	230,000円
モデル建築物法で評価した建築物の場合	判定床面積	申請手数料	
		工場等以外の場合	工場等の場合
	300～1,000㎡未満	110,000円	26,000円
	1,000～2,000㎡未満	150,000円	38,000円
	2,000～5,000㎡未満	240,000円	95,000円
	5,000～10,000㎡未満	310,000円	140,000円
	10,000～25,000㎡未満	370,000円	180,000円
	25,000㎡以上	440,000円	220,000円

増改築の場合について

増改築の場合は既存部分を含めた建物全体の判定床面積に応じた申請手数料となります。

ただし、以下については から までに定める床面積とします。

既存建築物が省エネ適合性判定済であり、かつ検査済証を取得している場合には、判定床面積には当該既存部分を除きます。

既存建築物が建築物エネルギー消費性能向上計画認定済または低炭素建築物新築等計画の認定済であり、かつ検査済証を取得している場合には、判定床面積には当該既存部分を除きます。

既存建築物の設計一次エネルギー消費量が一定のもの(デフォルト値)であるとみなして、増改築に係る部分と併せて省エネ適合性判定を受ける場合には、判定床面積には当該既存部分を除きます。

B. 判定済み建築物の計画変更の判定 の申請手数料

Aで算出した手数料×1/2

ただし、新たに追加する場合にあっては、既に判定を受けた部分と新たに追加する部分を合計した床面積をAで算出した手数料

C. 軽微な変更該当していることを証する書面の交付 の申請手数料

Aで算出した手数料×1/2